

鴻巣市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に規定する主任技術者の専任について必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領が適用される工事の範囲は、法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「政令」という。）第27条に規定する請負代金の額が4,000万円（建築一式工事にあつては8,000万円）以上の工事で、主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条に規定する工事において、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある工事については、主任技術者が兼務することができるものとする。

2 兼務可能となる対象の工事は、政令第27条第1項に規定する建設工事とする。

3 第1項に規定する工事の施工に当たり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等を含むものとする。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第1項において規定する工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は、2件までとする。ただし、政令第27条第2項に規定する密接な関

係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつては、この限りでない。

(提出書類)

第6条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で、専任を必要とする主任技術者の兼務届出書(別記様式)を市長に提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている工事の発注者に前項に規定する書類の写しを提出するものとする。

(監理技術者への変更)

第7条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めるものとする。

(適用除外)

第8条 鴻巣市建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成15年12月3日市長決裁)において規定する共同企業体により施工する工事は、専任の主任技術者の兼務を認めないものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(鴻巣市要綱等で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部改正)

2 鴻巣市要綱等で定める申請書等の押印の特例に関する要綱(令和3年1月29日市長決裁)の一部を次のように改正する。

別表第1 鴻巣市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領(平成30年3月19日市長決裁)の項を削る。